

令和 6 年 9 月

宇土市議会定例会議員提出議案

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

令和 6 年 9 月市議会定例会議員発議議案目次

番 号	議 案 名	ページ
発議第 4 号	国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議	1

発議第 4 号

国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり決議を提出する。

令和 6 年 9 月 19 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		野口 修一
		西田 和徳

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰 様

国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議

2024年6月19日、参議院本会議において「地方自治法の一部を改正する法律案」が採決され、賛成多数により可決成立しました。

改正された法律は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、閣議決定によって、住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、自治体に指示を出して義務を課せるようにするというもので、大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにするものです。

地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。しかし、今回の改正は、「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」という2つの意味からも、地方自治の確立とは相入れないものです。また、衆院採決時の法案修正において国の指示権行使が適切だったかを検証するため国会への事後報告を義務付ける規定が追加されたものの、国会による審査など厳格な手続きは盛り込まれていません。さらに発動の要件が示されておらず極めてあいまいで、自治体への国の不当な介入の誘発や、閣議決定による乱発、将来拡大解釈されるおそれもある内容となっています。国が指示を行う際に至ってはあらかじめ自治体に意見の提出を求めるという努力義務が設けられたものの国との対等な関係が損なわれるのではないかという懸念があります。

またこのような過去の事例もあります。本市も体験した熊本地震では、益城町に出された屋外の避難者を屋内に収容せよという国の「指示」を益城町役場ははねつけましたが、結果、後に起きた避難所の天井崩落に巻き込まれず、現場の機転が多く命を救いました。新型コロナ禍での全国一斉休校での現場の混乱や「アベノマスク」の全戸配布は、非常時における国の判断の危うさを示したことは記憶に新しいことです。

以上のことから地方からは「国がいつも正しいとは限らない」との懸念が繰り返し表明されています。

よって、地方分権の後退につながることから、宇土市議会は、地方自治の自主性と自立性を守るために、国の指示権を拡大する地方自治法の改正に強く反対します。

以上、決議する。

令和6年9月19日

熊本県宇土市議会